



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成28年9月28日

【照会先】

北海道労働局 雇用環境・均等部企画課
課長 成田 昌子
課長補佐 関 保信
電話 011-709-2311(内線 3568)

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です

～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～

厚生労働省は、毎年10月に独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金共済制度^{※1}の「加入促進強化月間」において、この制度への加入促進活動や履行確保活動の後援者として、関係機関を通じてさまざまな活動に取り組みます。

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです（運営は勤労者退職金共済機構）。

北海道労働局では、今回の「加入促進強化月間」では、道内の各労働基準監督署、公共職業安定所において、各種説明会などの場を活用した制度説明の実施及びパンフレットの配布等を行います。

（全国的な取組については「加入促進強化月間」実施要綱^{※2}を参照ください）

また、この制度の説明を希望される中小企業事業主の方に対しては、勤労者退職金共済機構が各都道府県に配置している普及推進員等が説明に伺うこともできます。

（参考）独立行政法人 勤労者退職金共済機構について

<https://www.taisyokukin.go.jp/index.html>

中小企業退職金共済制度について

<https://www.taisyokukin.go.jp/seido/seido01.html>

※1 中小企業退職金共済制度とは

独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。また、一般の中小企業を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度（略称「中退共」）」と、期間雇用従業者を対象とした「特定業種退職金共済制度（建設業退職金共済制度（略称「建退共」）、清酒製造業退職金共済制度（略称「清退共」）、林業退職金共済制度（略称「林退共」）」とがあります。（詳細は添付資料を参照ください。）

※2 「加入促進強化月間」実施要綱

1. 実施期間

平成28年10月1日（土）から10月31日（月）までの1か月間

2. 主な内容

(1) ポスター・パンフレットの配布

勤労者退職金共済機構が作成した中退共、建退共、清退共、林退共の各制度のポスターについては、市役所や駅、ハローワークなどの公共の場所に掲示を依頼し、パンフレットについては関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。（ポスターは別添のものを参照ください。）

(2) マスメディアなどを通じた広報の強化

テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや地方公共団体・関係団体などの発行する広報紙（誌）による広報を強化します。

(3) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

事業主団体や関係団体などに対し、各制度の周知・啓発などへの協力を要請します。

(4) 未加入企業を対象とした制度説明会を開催します。（中退共）

(5) 建退共に加入していることを示す「建退共現場標識」の掲示を要請します。（建退共）

国の退職金共済制度(中退共、建退共、清退共、林退共)は ここをチェックです！

チェックポイント！！

① 国が掛金を助成します！

(中退共制度の場合、新規加入事業主に対し、従業員ごとに掛金月額 $\frac{1}{2}$ (1人当たり5,000円が上限)を加入後4か月目から1年間、助成します。掛金月額を増額する事業主に対する助成もあります。建退共、清退共、林退共の各制度でも証紙の一定枚数分を助成します。)

② 掛金は全額非課税です！

(掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。)

一般の中小企業には ～中退共制度

① 中小企業(業種によって範囲が異なります。一般業種の場合は常時雇用する従業員数300人以下又は資本金の額・出資の総額3億円以下)であれば、従業員を加入させることができます。

② 掛金月額は、従業員ごとに5,000円から30,000円まで、16種類から選べます。(短時間労働者はこの他に2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額があります。)

③ 掛金は口座振替ですので手間がかかりません。

④ 退職金の額は掛金月額と納付月数で決まります。

例：掛金月額10,000円を10年間(120月)納付いただいた場合 1,265,600円
20年間(240月)納付いただいた場合 2,666,600円
30年間(360月)納付いただいた場合 4,213,100円

⑤ 過去の勤務期間や転職した場合の通算制度があります。

建設業を営む方には ～建退共制度

① 建設業を営む方なら加入できます。

② 掛金の額は1日310円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつと、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。

③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を助成します。

④ 退職金の額は共済証紙の枚数(21日分を1か月と換算)で決まります。

例：共済証紙が2,520枚(掛金納付年数10年)の場合 945,903円
5,040枚(掛金納付年数20年)の場合 2,256,366円

⑤ 公共工事の入札に参加するための経営事項審査で加点されます。

清酒製造業を営む方には ～清退共制度

- ① 清酒製造業(清酒・単式蒸留しょうちゅう・泡盛・みりん2種)を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日300円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつと、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の60日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(15日分を1か月と換算)で決まります。

例：共済証紙が1,800枚(掛金納付年数10年)の場合	623,250円
3,600枚(掛金納付年数20年)の場合	1,476,450円

林業を営む方には ～林退共制度

- ① 林業を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日470円。もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつと、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の62日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(17日分を1か月と換算)で決まります。

例：共済証紙が2,040枚(掛金納付年数10年)の場合	990,601円
4,080枚(掛金納付年数20年)の場合	2,086,030円

お問い合わせは

独立行政法人勤労者退職金共済機構 <http://www.taisyokukin.go.jp/>

事業本部	連絡部署	電話番号	FAX
中退共	本部	03-6907-1234	03-5955-8211
	名古屋コーナー	052-856-8151	052-856-8155
	大阪コーナー	06-6536-1851	06-6536-1850
建退共	本部	03-6731-2841	03-6731-2896
	東京相談コーナー	03-3551-5276	03-3206-8110
清退共	本部	03-6731-2887	03-6731-2890
林退共	本部	03-6731-2887	03-6731-2890

財形本部からのお知らせ

勤労者退職金共済機構では財形持家転貸融資も実施中！！
子育て中の勤労者の方への金利引下げ(－0.2%)を実施中。

中退共 小企業退職金共済制度

ちゅう たい きょう

中退共制度は、中小企業のための国の退職金制度です。



● 安心・確実

国の助成がある
退職金制度です

● 有利

掛金は税法上
全額非課税です

安心して退職金を
受け取れる職場に



● 簡単管理

退職金の管理が
簡単です

● ポータビリティ

離転職時に、他の年金制度等との
ポータビリティも可能です

● パートタイマーの方や家族従業員も加入できます。

初めての方
におすすめ！

ホームページにて、説明動画配信中！



ちゅう太くん きょう子ちゃん

ネットで
検索

中退共

検索

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

将来を見据えた選択肢

建 退 共



建退共は建設業で働く労働者のための退職金制度です。 制度説明動画 配信中!!

建退共

検索

けんたいきょう

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866



酒づくり。
していますか？



お忘れなく!

検索



国が作った林業界全体の制度です

掛金は国から最大 29,140 円の助成制度があります

掛金は全額事業主負担です

退職金は転職しても通算できます

掛金は損金または必要経費扱いです

「一人親方」は任意組合から加入できます

林業 していませんか？

有利で安全・安心な、
“林退共”の退職金制度に
加入しましょう

林退共加入のみなさまへ

- 事業所が変わるときは手帳を忘れずに受け取りましょう！
- 林業界から引退したら、忘れずに退職金を請求しましょう！

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル TEL.03-6731-2887 FAX.03-6731-2890

林業退職金共済手帳 (掛金助成用)

氏名	フリガナ	姓	名	フリガナ	
生年月日	(西・年)	年	月	日	
手帳交付日	平成	年	月	日	
被共済者	氏名	フリガナ	姓	名	フリガナ
在	所	フリガナ	姓	名	フリガナ

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24番1号
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
電話 03-6731-2887

林退共

検索